

意向調査票提出にあたっての注意点

- 本調査は、自家用車活用事業について各社の実施の意向を確認するものです。自家用車活用事業の実施にあたっては、別途許可を受ける必要があります。
- 本調査に基づき各事業者の使用車両数を配分しますので、本年8月以降に自家用車活用事業の実施を予定しているタクシー事業者は提出が必要です。
- 自家用車活用事業の実施を予定していない事業者は提出不要です。
- 複数の営業所で自家用車活用事業を実施する予定がある場合は、営業所ごとに別葉で作成して下さい。
- 提出期限(令和7年8月15日(金)15時)までに、各運輸支局へ原則電子メールで提出してください。電子メールによることが困難な場合は個別にご相談ください。

<今後のスケジュール>

8月15日	(金)	本調査票の提出期限
8月25日	メド(月)	使用可能車両数を決定、通知

- その他、不明点は各運輸支局までお問い合わせください。